

2024 年（令和 6 年）2 月 27 日

豊中市長

長内 繁樹 様

豊中市従業員労働組合
執行委員長 松本 真次



2024 春闘に関わる諸要求について

貴職におかれましては、平素より循環型社会の構築と環境保全に取り組まれていることに敬意を表します。

さて、標記につきましては下記のとおり申し入れをおこないますので、2024 年 3 月 8 日までに文書をもってご回答いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 基本姿勢に関する要求

労働条件に関わるあらゆる事項については、事前協議制の要旨を踏まえ労使自主決着を図ること。また、合意事項については文書において確認し、これを誠実に履行すること。

2. 多様な雇用について

- 1) 暫定再任用制度及び定年前再任用短時間勤務に関する職員の任用については、本人の意向を最大限尊重するとともに、現職時に培った知識や技能が最大限発揮できるよう配置すること。
- 2) 障害者等が安心して働ける職場環境を確保し、適性や障害の特性等を見極めながら採用していくこと。
- 3) 会計年度任用職員制度に係る職員については、職務と職責に応じた処遇を確立すること。
- 4) 次世代への技能継承と、組織の新陳代謝を図るため、職員の新規採用を人事当局に強く働きかけること。

3. 人事評価について

人事評価制度については、職員の勤労意欲の向上や人材育成の観点から実施すること。併せて公平・公正・透明性・客観性・納得性のすべてを満たすこと。

4. 人材育成について

己学習や自己啓発を支え、研修等を実施すること。また、これに係る予算を確保すること。

5. 労働時間の縮減に関する要求について

- 1) 年間総労働時間 1650 時間の実現に向け、引き続き、ノー残業デーの徹底を図るとともに、労働基準法の趣旨を踏まえ、年次有給休暇・夏季休暇の積極的な取得を促進すること。
- 2) 祝日の収集業務における振替実施計画は、当該年度のおよそ二か月以上前に組合へ提示すること。また、祝日の振替を命じる場合は、当該日のおよそ一か月以上前に対象職員へ周知すること。
- 3) やむを得ず時間外勤務を命じる場合は、36 協定の「延長することが出来る時間」及び「時間外労働をさせる必要のある具体的な事由」並びに「業務の種類」を厳格に守ること。

6. ワークライフバランスについて

- 1) 豊中市特定事業主行動計画の周知と意識の高揚を図り、制度活用への配慮や各種休暇制度取得を可能とする職場風土の醸成に努めること。また、男女の均等な雇用の機会を確保するため、各職域の拡大に繋がる施策を講じること。
- 2) 時差出勤制度については、これまでの総括を行うとともに、その実情に応じた内容を確認し、本格実施すること。
- 3) 在宅勤務の実施にあたっては所属の業務遂行に支障がないように努めるとともに、その業務内容と成果について組合に情報提供をすること。

7. 住民自治と行財政改革について

- 1) 地方分権としての市民参画と参加を図り、市民協働を促進すること。
- 2) 理念なき行財政改革による民間活力の導入は行わないこと。

8. 労働者の安全衛生について

- 1) 職場の安全と衛生については、事業場安全衛生委員会を通じて向上を図ること。また、事業場安全衛生委員会での議論内容や決定事項については、速やかに職員に周知すること。
- 2) 労働安全衛生上の配慮が必要な職員の心身の条件に応じた適正な措置を行うこと。
- 3) メンタルヘルス対策については、心の健康づくり基本計画及び実施計画に基づき取り組みをすすめること。また、ストレスチェック制度を引き続き実施していくこと。
- 4) 市が発注した業務を受注する事業者側の労働安全衛生等の実態を把握するとともに、事業者としての責務を履行するよう働きかけること。

以 上